

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第 3 5 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識
- インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案 番号	趣旨
1	さっぱり帰らない、なぜ？
2	国に帰るよな w
3	嘘つき×××××◆◆◆◎◎◎△△△●●●●□□（誹謗中傷する表現）
4	帰れよ
5	帰国すればいい
6	帰るのが一番いいのにね
7	帰国すりゃええやん
8	日本国に居座る必要がないよな
9	祖国へ帰れ！
1 0	母国に帰れば解決だな
1 1	帰れ
1 2	祖国へ帰れ
1 3	大好きなてめえの国に帰れば 孤独感だか感じなくて済む
1 4	帰ればいい

- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
- 上記 1 に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

上記1の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和7年9月26日

5 その他

- (1) 上記1の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。